

資料

公共測量実態調査 調査票

※空欄に入力をお願いします

機関ID			
御担当部署		御担当者	
メールアドレス		電話番号	

調査票頭に記載された機関IDを入力してください。

電話番号は「ハイフン無し」で入力してください。

## 【公共測量実態調査】

※回答不要の設問に誤って回答してしまった場合(不要なラジオボタンを選択してしまった場合)の修正方法は、別シート「【参考】ラジオボタンの修正方法」をご覧ください。

なお、上記修正以外での調査票への編集等の操作はされないようお願いいたします。

**【Q1】** 依頼文に同封されております「平成30年度に届出された公共測量実施計画書一覧」は、貴機関が平成30年度に国土地理院に届出された「公共測量実施計画書」の内容を記載したものです。平成30年度中に、この一覧に記載されている以外の公共測量を実施されましたか。

①～③のいずれかをチェックしてください

- ① 実施した  
 ② 実施していない  
 ③ わからない

**【Q2】** Q1で「①実施した」と回答された方におたずねします。実施された測量の内容をわかる範囲で別シート「【Q2】実施した公共測量(届出外)」に追記してください。測量目的別に見た主な公共測量の例は、「公共測量の手引」2ページをご参照ください。  
【公共測量の手引】 <https://psgs2.gsi.go.jp/koukyou/public/tebiki/tebiki.pdf>

**【Q3】** Q1で「①実施した」と回答された方におたずねします。公共測量実施計画書を提出されなかった理由についてお答えください。

①～④のいずれかをチェックしてください

- ① 測量法に規定があることを知らなかった  
 ② 測量法の規定は存知しているが提出を失念していた  
 ③ 測量作業機関に任せていた  
 ④ その他【その内容を記述してください】

【内容】

**Q4～Q9は、平成30年度に「公共測量実施計画書」を届出された部局のみお答えください。  
【該当以外の部局はQ10へお進みください】**

**【Q4】** 公共測量実施計画書は主にどなたが作成しましたか。

①～④のいずれかをチェックしてください

- ① 自らの機関(職員)  
 ② 測量設計コンサルタント(測量の実施とは別に計画、策定を依頼)  
 ③ 測量作業機関  
 ④ その他【主な作成者を記述してください】

【作成者】

**【Q5】** 公共測量実施計画書の作成にあたり、利用できる公共測量成果を調べていますか。

①～⑤のいずれかをチェックしてください

- ① 自らの機関及び他の機関の公共測量成果を調べている  
 ② 自らの機関の公共測量成果のみ調べている  
 ③ 他の機関の公共測量成果のみ調べている  
 ④ 測量作業機関に調べさせている  
 ⑤ 調べていない

【Q6】 公共測量の実施及び終了時に測量法第14条及び第39条により関係都道府県知事に通知することになっていますが、通知を行っていますか。

①～③のいずれかをチェックしてください

- ① 行っている
- ② 行っていない場合がある
- ③ 行っていない

【Q7】 Q6で「②行っていない場合がある」、「③行っていない」と回答された方におたずねします。通知を行っていない理由についてお答えください。

①～④のいずれかをチェックしてください

- ① 測量法に規定があることを知らなかった
- ② 測量法の規定は存知しているが通知を失念していた。
- ③ 測量法の規定は存知しているが、測量規模が小さかった、測量期間が短かった、等により通知が必要と考えていなかった
- ④ その他【その理由を記述】

【理由】

【Q8】 公共測量の測量成果を得たときは、測量法第40条によりその写を国土地理院長に送付することになっていますが、測量成果の写を送付していないものはありますか。

①～③のいずれかをチェックしてください

- ① ある
- ② ない
- ③ わからない

【Q9】 Q8で「①ある」と回答された方におたずねします。測量成果の写を送付していない理由についてお答えください。

①～④のいずれかをチェックしてください

- ① 測量法に規定があることを知らなかった
- ② 測量法の規定は存知しているが、送付を失念していた
- ③ 現在も作業中である
- ④ その他【その理由を記述】

【理由】

Q10～Q17は、すべての部局においてお答えください。

【Q10】 貴部局に、測量士の資格を有している方はいますか。

①～③のいずれかをチェックしてください

- ① いる
- ② いない
- ③ わからない

【Q11】 公共測量は、基本測量成果又は審査済みの公共測量成果を用いて実施しなければならないということをご存知ですか。

①、②のいずれかをチェックしてください

- ① 知っている
- ② 知らない

【Q12】 公共測量の測量成果検定について、仕様書で指示していますか。

①～④のいずれかをチェックしてください

- ① 指示している
- ② 指示していない
- ③ 指示しているものと指示していないものがある
- ④ 公共測量を実施していない

【Q13】 Q12で「②指示していない」、「③指示しているものと指示していないものがある」と回答された方におたずねします。検定について仕様書で指示していない理由についてお答えください。

①～⑦のいずれかをチェックしてください

- ① 検定料が高いため
- ② 作業の工期が短く、検定期間を設けられないため
- ③ 成果の検定を知らなかったため
- ④ 測量作業機関に任せている
- ⑤ 作業規程により精度管理が行われているため必要がない
- ⑥ 検定を実施する第三者機関がなかった
- ⑦ その他【その理由を記述】

【理由】

【Q14】 永久標識又は一時標識を設置した場合、測量法第21条及び第39条により関係都道府県知事に通知することになっていますが通知を行っていますか。(永久標識の場合は第37条により国土地理院長にも通知が必要です)

①～③のいずれかをチェックしてください

- ① 行っている
- ② 行っていない場合がある
- ③ 行っていない

【Q15】 Q14で「②行っていない場合がある」、「③行っていない」と回答された方におたずねします。通知を行っていない理由をお答えください。

①～⑤のいずれかをチェックしてください

- ① 測量法に規定があることを知らなかった
- ② 測量法の規定は存知しているが通知を失念していた
- ③ 一時標識については行っていない
- ④ 維持管理の予定がないので行っていない
- ⑤ 他の作業で使用する予定がないので行っていない

【Q16】 これまでに設置した公共基準点や空中写真、図面などの公共測量成果は、無償で一般に公開していますか。

①～③のいずれかをチェックしてください

- ① 無償で全部の成果を公開している
- ② 無償で一部の成果を公開している
- ③ 非公開※有償で公開している場合もこちらを選択してください

【Q17】 Q16で「②無償で一部の成果を公開している」、「③非公開」と回答された方におたずねします。一部公開、もしくは非公開としている理由についてお答えください。(複数回答可)

該当するものをすべてチェックしてください(複数回答可)

- ① 公開・提供の体制が整っていない
- ② 条例等に規定されている
- ③ 特定の個人を識別できる情報が含まれている
- ④ 個人情報以外の、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条各号に該当する情報が含まれている
- ⑤ 有償で公開している
- ⑥ わからない
- ⑦ その他【その理由を記述】

【理由】

**Q18～Q22は、土地区画整理事業に関係する部局のみお答えください。  
【該当以外の部局はQ23へお進みください】**

【Q18】 土地区画整理事業に係る図面作成を公共測量として行っていますか。

①～③のいずれかをチェックしてください

- ① 行っている
- ② 行っていない
- ③ 土地区画整理事業がなかったため、測量そのものを行っていない

【Q19】 Q18で「①行っている」と回答された方におたずねします。  
公共測量として行っている場合、上記図面の地図情報レベルについてご回答ください。

①～④のいずれかをチェックしてください

- ① 2500レベル以下
- ② 5000レベル
- ③ 10000レベル
- ④ 25000レベル
- ⑤ 25000レベル以上

【Q20】 Q18で「①行っている」と回答された方におたずねします。  
公共測量として行っている場合、測量法第40条に基づく図面の提出状況についてご回答ください。

①～③のいずれかをチェックしてください

- ① すべて提出している
- ② 一部提出している
- ③ 未提出

【Q21】 Q20で「②一部提出している」、「③未提出」と回答された方におたずねします。  
図面を一部提出、未提出としている理由をお答えください。

①～④のいずれかをチェックしてください

- ① 測量法に規定があることを知らなかった
- ② 測量法の規定は存知しているが提出を失念していた。
- ③ 現在も作業中である
- ④ その他【その理由を記述】

【理由】

【Q22】 Q18で「②行っていない」と回答した方におたずねします。  
公共測量として行っていない理由をお答えください。

①～④のいずれかをチェックしてください

- ① 当該測量が公共測量に該当しているかどうか分からなかった
- ② 測量法の規定は存知しているが公共測量の手続を失念していた
- ③ 公共測量に該当しないと判断した
- ④ その他【その理由を記述】

【理由】

Q23～Q33は、すべての部局においてお答えください。

【Q23】 多くの測量計画機関は、測量法第34条で規定されている「作業規程の準則」を準用して公共測量作業規程を制定しています。「作業規程の準則」は平成20年3月31日に全部改正され、その後平成23年、平成25年及び平成28年に一部改正されています。また、改正時には国土地理院から文書でお知らせもしております。貴機関では、一部改正された「作業規程の準則」を確認して作業を行っていますか。

【作業規程の準則とは <https://psgsv2.gsi.go.jp/koukyou/public/qanda/junsoku.html#q1>】

【測量作業規程の承認申請 [https://psgsv2.gsi.go.jp/koukyou/public/tetzuzuki/index\\_tetsudoku.html#1](https://psgsv2.gsi.go.jp/koukyou/public/tetzuzuki/index_tetsudoku.html#1)】

①、②のいずれかをチェックしてください

- ① 行っている
- ② 行っていない

【Q24】 平成25年の作業規程の準則の一部改正から、GNSS測量において準天頂衛星の利用が可能となっています。公共測量で準天頂衛星を利用できることはご存知でしたか。

①、②のいずれかをチェックしてください

- ① 知っていた
- ② 知らなかった

【Q25】 測量技術は近年急速に向上しています。  
これらの新技術を利用して測量を実施したことがありますか。(複数回答可)

該当するものをすべてチェックしてください(⑤以外は複数回答可)

- ① UAV(無人航空機)による空中写真撮影
- ② UAV搭載型レーザスキャナを用いた測量
- ③ 地上型レーザスキャナによる3次元計測
- ④ 航空レーザ測深機を用いた測量(ALB)
- ⑤ 利用したことはない

【Q26】 公共測量について、国土地理院職員より説明を受けたことがありますか。(複数回答可)

該当するものをすべてチェックしてください(⑤以外は複数回答可)

- ① 国土地理院が主催する講習会・説明会に参加し説明を受けた
- ② 国土地理院以外の機関が主催する講習会・説明会に参加し説明を受けた
- ③ 電話やメールで説明を受けた
- ④ 直接国土地理院、地方測量部等に赴いて個別に説明を受けた
- ⑤ 受けたことはない

【Q27】 国土地理院ホームページの「公共測量に関するページ」を閲覧・利用したことがありますか。

【公共測量に関するページ <https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/index.html>】

①～③のいずれかをチェックしてください

- ① 閲覧・利用したことがある
- ② 存在は知っているが閲覧・利用したことがない
- ③ 存在を知らなかった

【Q28】 Q27で「①閲覧・利用したことがある」と回答された方におたずねします。

どのカテゴリのページを閲覧・利用しましたか。(複数回答可)

別シート「【Q28】ホームページカテゴリ」より選択方法をご確認いただき、該当する番号をお答えください。

該当するものをすべてチェックしてください(複数回答可)

- ① 公共測量に関する情報の検索
- ② 公共測量の概要と手続きについて
- ③ 作業規程の準則
- ④ マニュアル・要領
- ⑤ 電子基準点、三角点等の標高改定に伴う公共測量成果への対応について
- ⑥ 参考情報
- ⑦ トピックス

【Q29】 Q28で「①公共測量に関する情報の検索」と回答された方におたずねします。

公共測量の実施情報と実施地域図が閲覧できる「公共測量データベース」を利用したことがありますか。

公共測量データベースは、下記のURLからご覧いただけます。

【公共測量データベース [http://psgsv2.gsi.go.jp/kouhyou/Kouhyou\\_KoukyouSokuryou/Kensaku10.aspx](http://psgsv2.gsi.go.jp/kouhyou/Kouhyou_KoukyouSokuryou/Kensaku10.aspx)】

①～③のいずれかをチェックしてください

- ① 利用したことがある
- ② 存在は知っているが利用したことがない
- ③ 存在を知らなかった

【Q30】 国土地理院ホームページの「公共測量に関するページ」に対するご意見、ご要望等がありましたらご記入願います。

【ご意見・ご要望等】

【Q31】 今後、公共測量実態調査をWebサイト上で回答いただく方式(Webアンケート方式)に変更した場合、貴部局のインターネット環境を利用して回答が可能かどうかお答えください。

①～⑤のいずれかをチェックしてください

- ① 調査回答用サイトが一般企業のサーバであっても回答可能
- ② 調査回答用サイトが国土地理院のサーバであれば回答可能
- ③ Webサイト上での回答は不可能
- ④ わからない
- ⑤ その他【内容を記述】

【内容】

【Q32】 公共測量全般について、ご意見・ご要望等がありましたらご記入願います。

【ご意見・ご要望等】

【Q33】 公共測量実態調査について、ご意見・ご要望等がありましたらご記入願います。

【ご意見・ご要望等】

ご協力、ありがとうございました。